

令和4年度第2回東大阪市都市計画審議会

令和4年11月18日（金）

午後2時00分～午後3時00分

東大阪市庁舎 18階 大会議室

<議長>

それでは、議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」を説明願います。

<説明課>

これより、議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(東大阪市決定)」について、説明いたします。

前方のスクリーンを用いて説明いたしますので、宜しくお願いいたします。

まず、生産緑地地区制度について説明いたします。

生産緑地地区とは、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に定めるものとされており、本市でも、災害時におけるオープンスペース機能、やすらぎ、潤いの場としての環境形成、多目的保留地機能、農業活動の体験、その他良好な都市環境の形成等を目的に、都市計画決定しております。

この度の都市計画変更は、受付期間中に追加指定届出があったもの及び買取申出されたものについて、地区の追加及び廃止、並びに区域変更をおこなうものです。

まず、追加変更の概要から説明いたします。追加及び区域変更する生産緑地地区は、令和3年6月1日から令和4年5月末日までに、生産緑地地区追加指定の届出を受けたものであり、新たに生産緑地地区の指定を行うものが2地区、既に指定している生産緑地地区の拡大を行うものが3地区あります。すべて良好な都市環境の保全・確保のため有効な機能を有するものと判断し、都市計画変更するものです。

各地区の詳細について、これより説明いたします。

こちらは、新たに生産緑地地区として追加指定いたしたい地区になります。合計で2地区あり、それぞれの農地を生産緑地地区として指定することで、良好な都市環境の形成を図ります。

こちらは、既に指定している生産緑地地区の区域を拡大いたしたい地区になります。

地区数は合計で3地区となります。これらの農地を生産緑地地区として拡大することで、良好な都市環境の形成を図ります。

続きまして、廃止変更の概要について説明いたします。廃止及び既に指定している生産緑地地区の一部を廃止する生産緑地地区は、令和3年4月から令和4年3月末日までに生産緑地法による買取申出がなされ、令和4年6月末日までに生産緑地法の行為制限が解除になったもの及び公共施設が設置されたことにより、永続的・計画的な保全ができなくなったものであり、生産緑地地区の廃止を行うものが19地区、既に指定している生産緑地地区の一部の廃止を行うものが11地区あります。

各地区の詳細について、これより説明いたします。

こちらでは、スライド左側に生産緑地地区を廃止いたしたい19地区、スライド右側に既に指定している生産緑地地区の一部を廃止いたしたい11地区の一覧を表示しております。廃止による面積の減少は2.14ha、区域変更による減少は0.90haとなっております。

なお、公共施設の設置による廃止につきましては、3地区あり、地区全体を廃止したいもののうち「西石切町1-E-1-10」の北側の一部については道路の設置、「吉田8-E-17」については保育園の園舎の設置となっております。地区の一部を廃止したいもののうち「松原B-17」については、道路の設置がされたことにより生産緑地から廃止するものです。

続いて、地積錯誤による面積表記の変更について説明いたします。

生産緑地地区指定後30年を迎えるにあたり、特定生産緑地の指定受付で多くの生産緑地の実際の地積を確認する中で、生産緑地指定後の分合筆等に伴う測量時に面積錯誤が生じ、多くの生産緑地において指定面積と実際の地積に、不整合があることが判明しました。

そこで、630地区中26地区の変更を行います。面積としては、約0.26haの減少となります。面積の変更は生じていますが、区域の変更を行った箇所はありません。

続きまして、生産緑地地区の規模面積を500㎡以上から300㎡以上へと緩和する条例を定めたことによる効果について説明いたします。

左側から生産緑地地区となり得た地区が1地区、関連廃止を免れた地区が1地区ありました。

来年度以降も農地所有者に対し周知を行い、生産緑地地区の増加を図れるよう努めてまいります。

これによって、本市の生産緑地地区全体としては、変更前が630地区約104.29haであ

ったものが、変更後は613地区約101.18haとなります。

以上のことから、今回の生産緑地地区の変更をまとめますと、地区追加は2地区で0.19ha増加、区域変更は追加と廃止を合わせて14地区で0.90ha減少、地区廃止は19地区で2.14ha減少、面積変更は26地区で0.26ha減少となり、合計で17地区減少、3.11ha減少となります。

今回の変更にあたって、都市計画法に基づく手続として、都市計画の案の縦覧を令和4年10月17日（月）から10月31日（月）までの2週間行いましたが、その間に意見書の提出はございませんでした。

大阪府との協議は令和4年10月に実施しており、令和4年11月2日付で、大阪府知事より「異議なし」の回答をいただいております。

本審議会において、ご承認いただければ、速やかに都市計画決定をおこない、令和4年12月中に告示したいと考えております。

以上で、議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）」の説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、審議を始めたいと思います。ご意見、ご質問いかがでしょうか。

<委員1>

異議はないけれども、念のために確認です。地積錯誤による面積表記の変更ということですが、これは生産緑地の台帳の表示単位が0.01ha単位であるということ、一方この間に地籍整備事業等によって地積更正がなされ、そちらの方は農地ですから1㎡単位で表示をされるわけですが、それぞれの台帳あるいは登記事項の表示単位の差があるので、結果として26地区を見直されたところ、0.26ha減少ということになっているけれども、実質的にこれだけ、2,600㎡が変化しているかどうかはわからないということですね。要するに台帳上は0.26ha動いてるけれども、実際の実測面積ベースで考えると2,600㎡動いているということを示しているわけではないということを確認させていただきたい。

2,600㎡ということになると結構な面積になるわけですが、そういう風に解釈してしまうと、結構減っているじゃないかというような考え方もあるわけで、これはあく

までも表記上の問題で、集計してしまうとこういう数字のマジックが起こっている。そういうことが大半であるという認識でよろしいかどうかその確認をさせていただきたいと思います。

<説明課>

委員のおっしゃる通りでございます。実測によってではなく、表記の部分でその差が出たのを整理したという状況です。

<議長>

他にはいかがでしょうか。他にご意見がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の件につきまして、原案に対して異議なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<議長>

異議なしと認め、議案第1号の件につきまして、原案に異議がないものといたします。議案に関しましては以上であります。

続きまして報告案件に移りたいと思います。報告第1号「東大阪市都市計画マスタープラン等の見直しについて」説明を願います。

<説明課>

それでは、報告第1号「東大阪市都市計画マスタープラン等の見直しについて」、現在の取組みを報告いたします。

本日の報告はこちらの項目に沿って説明いたします。

はじめに「見直しの検討経過」を説明した後、章ごとに内容を説明いたします。

それでは、「見直しの検討経過」について説明いたします。

都市計画マスタープラン、立地適正化計画を見直すにあたり、都市計画審議会や庁内検討委員会を開催し、さまざまなご意見を頂戴してまいりました。

本審議会においては、昨年度より適宜見直しの検討状況を報告させて頂いており、この他、庁内検討委員会を5回開催し、当計画の見直しについて、ご意見を伺いながら検討を進めてまいりました。

今回、パブリックコメント案という形で市民の皆様にご意見を伺えるよう、内容がまとまりましたので、本日はその内容について報告させていただきます。

まずはじめに、「序章 都市計画マスタープランについて（立地適正化計画）」です。

序章では、「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」の2つの計画について、なぜ見直すのか、どういった視点で見直すのかといった内容を整理しております。

今回の見直しにおいては、法体系上、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部と見なされていることから、都市計画マスタープランの中間見直しにあわせ、立地適正化計画についても同時に見直しを行います。

見直しにあたっては様々な社会情勢の変化に対応するとともに、東部大阪都市計画区域マスタープランや第3次総合計画との整合を図ることとしています。この他、現在、大阪都市計画局で作成中の「新しいまちづくりのグランドデザイン」が段階的に公表されていますので、こうした関連計画とも整合を図っております。

そして、見直し後は、2つの計画を、1つの計画に取りまとめいたします。

次に「第1章 東大阪市の現況と都市構造上の課題」についてです。

本編の15ページから「位置・人口」、「財政」、「土地利用」などの項目ごとに本市の現況と課題を整理しており、それらをまとめたものがこちらになります。

鉄道や高速道路などの都市基盤施設の整備に伴い、関西の主要都市まで短時間で移動可能であることや、関西で6番目に人口規模が大きい都市などの強みを有している反面、将来の人口減少、土地利用の混在、緑の量の不足などといった、さまざまな課題も有しております。

こうした強みや課題を踏まえ、将来、めざすべき都市の姿を第2章で示すこととしています。

次に、それぞれ関連する、“第2章 東大阪市のめざす都市づくり”と“第3章 基本方針に基づき取組む施策”についてです。

これらの2つの章については関連性が強いいため、まとめて説明いたします。

本市がめざす都市づくりとして、都市づくりの基本目標と基本方針を第2章で整理しています。これらの基本方針に基づき取組む施策を第3章に記載しています。

都市づくりの基本目標については、上位計画である第3次総合計画で“実現すべき将来都市像”とされている「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」に設定し、都市計画の分野においても、同じ将来都市像の実現をめざします。

この基本目標を実現するために、大きな方向性として、「国土軸や大阪都市圏とつ

ながる利便性を活かしたコンパクト＋ネットワークの取組を推進します」を掲げ、それぞれ、分野ごとに3つの基本方針を設定しています。

方針の説明については、後程説明いたします。

目標年次、目標人口はそれぞれ第3次総合計画と整合を図っており、目標年次は令和12年、目標人口は約48万人としています。

次に都市づくりの基本目標、基本方針に関連し、本市が目指す都市構造についても見直しました。

大阪都市計画局が現在策定を進めている“新しいまちづくりのグランドデザイン”との整合を図る観点から、夢洲やけいはんな学研都市とつながる東西の鉄道網を含む一体を“東西都市軸”、広域的なみどりのつながりを意識し、生駒山一帯を“自然軸”、イノベーションを創出するエリアとしてモノづくり企業や大学が集積する中央環状線以西のエリアを“イノベーション創出エリア”といった広域的な都市構造の考え方を新たに追加しています。

次に鉄道網や高速道路をそれぞれ生活軸、産業軸とし、それぞれが結節する箇所を拠点として位置づけました。

長田・荒本地区を“市の中心拠点”、近鉄布施駅を“にぎわい拠点”、近鉄布施駅から中央環状線までの近鉄奈良線沿線を“にぎわいゾーン”として位置付け、この他、第3次総合計画の土地利用の方向性を踏まえ、瓢箪山駅周辺やJR長瀬駅周辺などを“地域拠点”に位置付けました。

こちらを都市計画マスタープランでめざす都市構造図に位置付けます。

この都市構造図で示す大きな軸を活かして、各エリアに拠点を形成し、にぎわいを創出していきたいと考えています。

次に基本方針と取組む施策について説明します。

1つ目の基本方針は、魅力的な拠点を構築し、様々な交流によるにぎわいをめざすことを目的として、“新たな価値を創造する拠点を構築し、人・モノ・情報の交流を呼び起こす都市づくり”に設定しました。

本市は鉄道や高速道路といった都市基盤施設が高い水準で整備されており、日本の骨格を形成する国土軸や大阪都市圏に存する主要都市に容易にアクセスすることができます。

こうした日本や関西を支える広域的な軸・拠点とのつながりを意識し、交流の核となる鉄道網・高速道路が結節するエリアを中心に新たな価値を創造する魅力的な拠点を構築します。

拠点の魅力とともに、花園ラグビー場・鴻池新田会所など本市が誇る地域資源を世界に発信し、市の内外にとらわれず、人・モノ・情報の交流を”呼び起こす”都市づくりを進めます。

基本方針1に基づき取り組む施策は66ページ以降に記載しており、“市の中心拠点の構築”、“にぎわい拠点・にぎわいゾーンの構築”といった項目ごとに施策を示しています。

次に2つ目の基本方針は、魅力的な住環境・操業環境を形成し、それぞれが調和した魅力的な都市環境をめざすことを目的として、“「安全・快適な生活の場」と「創造力・活力みなぎる生産の場」が調和した都市づくり”に設定しました。

本市は近畿2府4県の都市の中で6番目に人口規模が大きい都市であり、約49万人もの人々が暮らしています。また、産業面においては製造事業所が数多く集積していることから「モノづくりのまち」という特徴を持っています。しかし、これらの土地利用の混在により、住宅地・工業地それぞれの魅力は少しずつ低下しはじめています。

人口減少社会に立ち向かうためにも、たくさんの人々に「東大阪市に住みたい、住み続けたい」、「東大阪で働きたい、働き続けたい」と思ってもらえるように、“安全・快適な生活の場”と”創造力・活力みなぎる生産の場”を形成し、それぞれの環境の調和が図られる都市づくりを進めます。

基本方針2に基づき取り組む施策は69ページ以降に記載しており、“安全・快適な生活の場の形成”、“創造力・活力みなぎる生産の場の形成”といった項目ごとに施策を示しています。

次に3つ目の基本方針は、生駒山や地域に点在する歴史資源などを保全・活用するだけでなく、不足するみどりを創出し、良好な都市環境の継承を目的として、“水・みどり・歴史に囲まれた豊かな環境を創造し、次世代につなぐ都市づくり”に設定しました。

本市には恩智川、第二寝屋川、長瀬川や生駒山系を含む国定公園など、水とみどりの自然資源が広がっていると同時に、鴻池新田会所や河内寺廃寺跡といった歴史的資源が散りばめられており、貴重な地域資源が数多く存在していることから、日々の暮らしの中で自然や歴史を身近に感じることができます。

近年では、脱炭素型の都市構造を実現するためにグリーンインフラの整備が注目されていますが、本市のみどりの量は不足しており、うるおいとやすらぎのある良好な都市環境を形成するためにも緑地の量を確保するとともに、質の向上をめざす取組を進める必要があります。

今ある地域資源を保全・活用するとともに、公園・緑地の整備や民有地の緑化推進により新たな地域資源を創り出し、地球環境に配慮した良好な都市空間を次世代へとつなぐことを意識した都市づくりを進めます。

基本方針3に基づき取り組む施策は71ページ以降に記載しており、“うるおいとやすらぎの空間の創出”、“都市公園の整備・活用”といった項目ごとに施策を示しています。

次に“第4章 コンパクトなまちづくりの推進 ～立地適正化計画～”について説明いたします。

この章では、コンパクトシティの推進により、第1章で整理した課題の内、“生産年齢人口の減少・高齢者の増加による厳しい財政状況”、“鉄道駅周辺のにぎわい減少による都市の魅力低下”、“住工の混在”といった課題の解消をめざします。

“まちづくりの方針”については、第2章で設定した都市づくりの基本方針と同じ、「国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かしたコンパクト+ネットワークの取組を推進します」に設定します。

この大きな方針のもと、「快適」「魅力」「活力」といったテーマのもと、“誰もが暮らしやすい安全なまちの実現”、“人が集う拠点の構築”、“創造力・活力みなぎるモノづくりのまち、効率的な物流のあるまち”の施策を推進します。

今回の見直しにおいて、立地適正化計画で定める各種誘導区域の一部を見直しています。

1つ目の見直しの観点である“災害リスクの再検証による区域変更”については、激甚化・頻発化する自然災害に対応すべく、大阪府が示す居住誘導区域設定の目安などを踏まえ、居住誘導区域に含めない災害リスクを整理しました。

結果、赤字で示している箇所が変更箇所になります。

まず、災害リスクの精度・危険度を再検証した結果、“土石流危険渓流および被害想定区域”については災害リスクを土砂災害警戒区域で概ね包含できていることから、居住誘導区域に含めることとし、“浸水深3mを超えるため池浸水想定区域”、“家屋倒壊等氾濫想定区域”については居住誘導区域から除外することとします。

次に”市の中心拠点の形成を見据えた独自区域の設定”として、長田駅北側の流通業務地区の都市計画決定がなされているエリアについて、市の中心拠点にふさわしい土地利用を誘導できるよう、将来、各種誘導区域に指定を行う区域であることを意思表示するために、“誘導準備区域”を設定します。

これらの変更を反映させた区域図がこちらになります。

災害リスクの再検証により、第二寝屋川や恩地川などの河川沿いに指定されている家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外するとともに、市域東部の土砂災害リスクの再検証により、東部エリアにおいてはわずかではありますが居住誘導区域が広がる変更となります。

また、本市独自の区域として、長田駅北側に誘導準備区域を設定します。

以上が、今回の見直しに伴う各種誘導区域の変更になります。

次に“第5章 防災機能が確保された災害に強いまちづくりの推進 ～防災指針～”を説明します。

これまで下水道の整備や、貯水池の整備等を進めてきたことから、大雨に対して市街地が浸水するという事は少なくなってきました。

しかしながら、昨今の自然災害に備え、100年に1度の降雨規模に対する本市が抱える災害リスクと避難所及び要配慮者施設の立地状況などの都市情報を重ね合わせ、本市が抱える防災上の課題を抽出しました。

スライドに示しております図は、重ね合わせの1例になります。

こうしたGISを活用した電子データの重ね合わせにより、本市が抱える課題として、“指定避難所から500m以上離れている居住区域が存在する”、“広域・地域緊急交通路分断のリスク”、“土砂流出・浸水ハザードの範囲内に指定避難所および要配慮者施設がある”といった課題を抽出しました。

抽出した課題を回避・低減するために、防災まちづくりの将来像を“防災機能が確保された災害に強い都市”に設定し、まちづくりを進めます。

防災まちづくりを進めるにあたっては、ハード・ソフトそれぞれの対策を連動させるとともに、市民・事業者・行政が連携して、「自助」・「公助」・「共助」それぞれの役割を果たすことが重要となります。

そこで、国交省作成の手引きを参考に、3つの取組み方針を設定します。

1つ目は、“災害リスクの回避”として災害リスクの低い地域への居住誘導など、災害時に被害が発生しないように、または、回避するための取組みを推進します。

2つ目は、“災害リスクの低減（ハード）”として、道路・公園などのインフラの整備・改修等により災害時の被害を低減させるための取組みを推進します。

最後に、3つ目の方針として、“災害リスクの低減（ソフト）”を掲げ、災害発生時に確実な避難や経済被害低減、早期の復旧・復興のための取組を推進していきたいと考えています。

具体的な取組については、122ページに記載しております。

次に、“第6章 都市計画マスタープランの推進”についてです。

こちらでは都市計画マスタープランをより一層推進するために、“横断的な施策展開”、“優先的に取り組むべき事業”や“公民連携のまちづくり推進”について整理しております。

まず、効果的かつ効率的に都市づくりを始めるには土木、建築といった部局だけでなく、子育て、福祉などの他分野と組織横断的な連携・協力による総合的な施策として取り組むことがより一層重視されています。

このことから、庁内検討委員会等において基本方針ごとに取り組むべき事業を幅広く募り、第3次総合計画や国土強靱化計画に記載のある事業を中心に、本計画に位置付けることで、都市計画の分野でも推進を図ります。

128ページ以降に基本方針ごとに取り組むべき事業を整理しております。

また、本市においても昨今、取組みを進めている、“公民連携のまちづくりの推進”についても記載しています。行政主体で都市づくりを進めるのではなく、都市づくりの分野においても”市民”、“企業・大学”、“行政”の連携をめざしていきます。

最後に今後のスケジュールについて説明いたします。

11月21日から12月21日までの1カ月間、本日ご報告しました内容でパブリックコメントを実施した後、翌年1月下旬に公聴会の開催を予定しており、パブリックコメントや公聴会により市民の皆様の意見を反映する場を設けます。

その後、2月下旬に予定しております都市計画審議会において、諮問させて頂き、年度内の3月31日の作成・公表をめざします。

以上で、報告第1号「東大阪市都市計画マスタープラン等の見直しについて」の報告を終わります。

<議長>

本案件は報告案件ですので委員の皆さんにご審議いただくものではございませんが、ご意見、ご質問等あればお願いします。

<委員2>

今後のスケジュールとして、パブリックコメントの実施と公聴会の開催ということで、市民のご意見を聞かれるということなんですけれども、ここでいただいた意見というのがどういう風にこのマスタープランに反映されるのか、この点いかがですか。

<説明課>

パブリックコメントでいただいた意見を基に再度検討し、案を詰めてまいりたいと考えております。

<委員2>

往々にして、公聴会とかパブリックコメントというのは結局意見があっても、どういう風に反映されたのかということがわかりにくいということで、意見があったとしても、なぜ反映しなかったのか、なぜ反映したのかということについては、お寄せいただいたご意見にきちんと答えるような形でやっていっていただきたいということは意見として述べさせていただきます。

次にもう一点なんですけれども、今回、説明資料の7ページで東大阪市がめざす都市づくりということで、市内の東西については物流軸であるとか都市軸であるとかということで、にぎわいゾーンとかイノベーション創出エリアというものがあるんですけれども、市内の北部や南部や西南部の地域については、住宅を誘導するということが書いてはいるんですけれども、実際、それらの地域についてはかなり高齢化が進んでいて、買い物が大変という市民の方、高齢者の方々の実態がたくさんあるという風に言われているんですけれども、こうした地域の将来像というものもあった方がいいんじゃないかということが私の意見です。

あわせて、災害に強いまちづくりということで記載されているんですけれども、やはり今、南海・東南海大地震、生駒断層、上町断層であるとか、災害リスクが非常に高まっているという中で、防災機能が確保された災害に強いまちという記載はされているんですけれども、実際ですね、土砂災害の危険区域に避難所があったりとか、福祉施設があったりと、こういう現状をやはりどう変えていくのか、避難所については土砂災害の危険区域から外す計画を立てるのか、それとも、砂防ダムというか壁を造って土砂災害を防ぐのか、具体的な話が今後、計画を作るにしてもあるという風に考えてますので、このマスタープランを策定した後については、そうした具体的なものについてもきちっとお示しいただきたいというのが意見です。

<説明課>

まず一点目なんですけれども、皆さんからいただいた貴重な意見をあずかるような形で検討してまいりたいと考えております。

二点目なんですけれども、市の中心以外の北部、南部でございます。今回、北部に

関しましては鴻池新田駅周辺、南部に関しましてはJR長瀬駅周辺と地域拠点を示しながら、こちらを中心にまちづくりを考えてまいります。

あと三点目なんですけども、災害に関しまして、昨今、激甚化・頻発化する災害に対しましても、災害のリスクのあるエリアに避難所といったものもあるんですけども、そちらの方は土砂の砂防堰堤等の対策を求めるとともに、防災計画、それぞれの個別の避難計画などを設けまして、それによって防災機能を確保してまいりたいと考えております。

<委員2>

大阪府におかれても東大阪市でもですね、危険だということは認識されてるんですけども、やっぱりそれにふさわしい予算的な裏付けがあるのかということについては、若干心許ないかなと感じておりますので、市としても必要な施策については大阪府に対してしっかりと要求して、この計画にふさわしい予算的な措置も求めていただきたいと意見として申しておきます。

<委員3>

この方針の一つに安全・安心で快適な生活の場というものがございまして、そこには災害リスクを軽減されるということに対してはいろんな関連施策が盛り込まれておりまして、かなり手厚いものになってきているかと思うんです。災害リスクはかなり軽減されると思うんですけど、防犯といったセキュリティについては意外と明確に書かれていないような気がしたんです。もちろん、それは都市計画では対応しにくいところはあるかもしれないんですけども、例えば子どもの通学路の防犯的な安全性とか、女性が夜道を歩いていても安全であるとか、死角がない暗くないまちとか、そういう部分の安全・安心という視点があってもよかったかなと思います。

<説明課>

貴重なご意見ありがとうございます。委員おっしゃる通り、防犯という観点の記載が少ないということで、道路でも安全対策に関する整備であるとか、そういったものの事業的なことについても記載を検討してまいります。

<委員1>

あくまで、こういうことを今後謳っていけたらということで、都市マスに直接織

り込んでいただくことを求めているものではないということを最初にお断りしておきます。

私の感想ですが、基本方針の第1のところではイノベーションの創出ということを書かれているんですね。そして、基本方針の第2については生産というふうに書かれていて、イノベーションの分野を私は狭い意味で考えているわけではないんですけども、基本方針第2のところはそれぞれの用途に純化するようなイメージで書かれている。イノベーションの創出という議論の中には、片方で多様性という話が従来から一つの要素として指摘されています。これはジェイコブスの議論からすでにある話なので。そうすると、このイノベーションの創出という話とともに基本方針第2の用途の純化という風にも取れるような記載があるので、少しこの結びつきがわかりにくいかかと正直、現状では思います。ただ、どういうふうにか考えるかというのは時代も変化してるわけですから、いろいろと検討しなければならないことがあると思うんで、繰り返しになりますが、マスタープランに明記していただくことを望んでいるわけではないですが、このマスタープランを基に具体的な施策を考えられるときには、もう少しわかりやすい表現をしていただけたらというのが私の感想です。以上です。

<議長>

いただいた意見はこれから取り入れるということですよ。

<説明課>

そのように考えております。

<議長>

委員のご発言のところであって、9ページのところに「土地利用の混在により、住宅地・工業地のそれぞれの魅力は少しずつ低下しはじめています。」とありますが、逆に言うと、融合することによって魅力も創出できる場合もありますよということ、一方では魅力の向上も融合によって生まれてますよということを書かれてはいかかだと思います。純化だけをめざすのではなく、そこがイノベーションの創出にもつながると思います。

他にはいかがでしょうか。

<委員4>

非常に細かいことで恐縮なんですけど、目標と現状というのが本編の132ページで整理していただいているんですけど、現状の値だけではなく、推移とか変化の傾向もわかるようにしていただくと、非常に丁寧な内容になるかなと思います。事前に過去の駅勢圏人口を見てみたんですけど、長田駅・荒本駅の2010年のデータでは2万3384人で、現状は2万2000人、目標が2万3000人ということですので、現状は減少傾向にあるということです。それ自体がどうというわけではないんですけど、やはりある程度その増減を表現していただくと、そうすると、もちろん政策だけではないと思うんですけど、全体的な社会的な動向というものは当然あるわけですけど、やはりこの現時点のワンポイントじゃなくて、減少傾向なのか増加傾向なのか、目標に対して近づいているのであれば、政策を頑張っておられるんじゃないかっていうのは、そのあたりの動向を反映していただくと、目標値に対して現状がどうかっていうことがわかりやすくなるかと思います。以上です。

<説明課>

貴重な意見ありがとうございます。その途中経過がわかるような形を表現すると、よりわかりやすくなるんじゃないかという意見ありがとうございます。検討してまいります。

<委員2>

133ページなんですけれども、市域から排出される温室効果ガスの削減率で、2030年度末で2013年度比26%以上削減ということになっているんですけども、本市はゼロエミッション宣言をされていて、温室効果ガスを減らすという目標との関係で、整合性があるのかというのがちょっとわからなかったのので、教えていただけますか。

<説明課>

こちらの方ですね、今現在計画されてます本市の地球温暖化対策実行計画に合わせた形になっております。おっしゃる通り、本市はゼロカーボンシティを目指すということで、より高い目標を目指す動きをされてるという情報が入っております。こちらの方ですね、また、情報を確認しながら検討してまいりたいと思います。

<議長>

他によろしいでしょうか。

今、皆さんに見ていただいているマスタープランの素案は、データも非常にたくさん示されて、歴史についてもかなりしっかりと踏まえて、非常によくできていると思います。さらにですね、大事なのは、単に東大阪市だけの話ではなく、社会に対して東大阪市が何を指すのかメッセージをしっかりと出していくことが非常に大事ですし、それは他の都市にとっても励みにもなるし参考にもなる。さらにですね、やっぱり都市が成長していったり社会福祉を充実するためには、いろんな人の協力がなければならない。必要な投資も重要ですし、そういう企業に対して関心を持ってもらうということも大事な話ですから、そういう意味ではですね、しっかりしたメッセージを出すことが重要だという風に思います。

他よろしいでしょうか。特に無いようでしたらこれで報告案件については終わらせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の日程を終了いたします。議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。